

職域（職場）の肝炎ウイルス検査で陽性となった方へ

肝炎ウイルス陽性者 初回精密検査費用助成のお知らせ



肝炎ウイルスに感染していた場合、できるだけ早く専門医療機関を受診し、継続して検査・治療を受けることが重症化予防につながります。

栃木県では、**職域（職場）の健康診断等における肝炎ウイルス検査で陽性と判定された栃木県在住の方※1**を対象に、**初回精密検査費用の自己負担分の助成**を実施していますので、ご案内します。

※1 栃木県以外にお住まいの方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

申請の流れ

※2 助成を受けるためには、県又は市町が行うフォローアップ（調査票により定期的に受診状況等を確認し、必要に応じ受診勧奨すること）に同意して頂く必要があります。

1 フォローアップの同意

県の健康福祉センター又は市町でのフォローアップの説明を受けた上で、同意書※2を提出。費用助成についての説明を受け、必要書類を受け取る。

フォローアップの同意は助成の申請時(3)に行うこともできます。

2 初回精密検査

受診後、医療機関の窓口で検査費用を支払う（領収書・診療明細書は必ず保管）



3 検査費用助成申請

住所地を管轄する県の健康福祉センター（宇都宮市在住の方は宇都宮市保健所）に申請書一式を提出。

（内容を審査の上、後日、県で認められた額を口座へ振り込みます。）



助成の対象となる検査及び経費

- ✓ 申請日前1年以内※3に職域（職場）の健康診断等における肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査又はHBs抗原検査）の結果、陽性（肝炎ウイルスに感染している可能性が高い）と判定された栃木県在住の方が、**初めて医療機関で受ける精密検査が助成対象**となります。
- ✓ 対象者が負担した費用のうち、初診（再診）料、ウイルス疾患指導料及び初回の精密検査に関連する費用として栃木県が認められた費用※4を、1回に限り助成します。
- ✓ 精密検査受診後、肝炎ウイルスの感染による慢性肝炎、肝硬変又は肝がんと診断され、定期的な検査が必要となった場合は、その費用も助成の対象となることがあります※5。
 - ※3 例えば、令和6(2024)年10月20日に申請する場合は、令和5(2023)年10月20日以降に陽性の判定結果が出ていれば対象となります。
 - ※4 医師が必要と判断したもので、保険適用のものに限ります。
 - ※5 初回精密検査費用助成とは別に申請が必要です。また、所得要件などにより助成が受けられない場合がありますので、詳しくは裏面のお問合せ先におたずねください。

申請書のダウンロード

請求書の様式は、栃木県のホームページからダウンロードできます。詳細は、右のQRコードからご覧ください。



※必要書類等については、裏面をご覧ください。

申請に必要な書類

申請書類	備考
肝炎検査費用申請書（初回精密検査）（様式3）	申請者が助成対象者と異なる場合は、様式3裏面の「委任状」も記入
医療機関が発行した領収書	レシート不可
診療明細書	
健康保険証の写し	
預金通帳の口座番号のわかるページの写し	
フォローアップ等事業参加同意書（様式1） （市町のフォローアップ参加者はその同意書写し）	既提出者は不要
職域（職場）で受けた肝炎ウイルス検査結果通知書の写し※	事業所名又は医療保険者名が記載されている場合は、その部分もコピー

※ 職域（職場）の検査を受けたことを確認するため、栃木県から検査を実施した医療機関に対し連絡する場合があります。

申請に関するお問合せ先

申請の窓口	住所	電話番号	お住まいの市町
県西健康福祉センター	鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-6225	鹿沼市
県東健康福祉センター	真岡市荒町116-1	0285-82-3323	真岡市・益子町・茂木町・市貝町・芳賀町
県南健康福祉センター	小山市犬塚3-1-1	0285-22-1219	小山市・下野市・上三川町・野木町
県北健康福祉センター	大田原市本町2-2828-4	0287-22-2679	大田原市・那須塩原市・那須町
安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1	0284-41-5895	足利市・佐野市
今市健康福祉センター	日光市瀬川51-8	0288-21-1066	日光市
栃木健康福祉センター	栃木市神田町6-6	0282-22-4121	栃木市・壬生町
矢板健康福祉センター	矢板市鹿島町20-22	0287-44-1297	矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町
烏山健康福祉センター	那須烏山市中央1-6-92	0287-82-2231	那須烏山市・那珂川町
宇都宮市保健所	宇都宮市竹林町972	028-626-1114	宇都宮市